平成２４年（再ロ）第２号

山形県鶴岡市茅原町４－７

再生債務者　佐藤さちこ

1　決定年月日時　平成24年11月６日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月４日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月18日から平成25年１月８日まで

山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（再ロ）第３号

福島市上鳥渡字しのぶ台81番地の10

再生債務者　原田　　勉

1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月４日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月18日から平成25年１月４日まで

福島地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第６号

横浜市鶴見区北寺尾７丁目22番１号

再生債務者　日下　文則

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年11月20日まで

平成24年11月６日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第３号

静岡県浜松市東区市野町1460番地の７

再生債務者　柏原　　博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年11月26日まで

平成24年11月５日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２４年（再ロ）第５号

兵庫県西宮市上甲子園２丁目３番11号

再生債務者　梶谷　真人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年11月26日まで

平成24年11月５日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第４号

北海道旭川市東光６条６丁目３番27号

再生債務者　山田　善夫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月４日まで

平成24年11月６日　　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００４６号

東京都品川区南大井３―34―６―302、住民票上の住所東京都国分寺市東元町３―29―21

再生債務者　江藤　新一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００１号

茨城県那珂市南酒出1384番地８

再生債務者　根本　光伸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月６日　　水戸地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１００４号

茨城県水戸市元吉田町1141番地の１　アーバンコート吉田303号

再生債務者　稲本　真一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月５日　　水戸地方裁判所

平成２４年（再ロ）第２号

岡山市北区御津国ヶ原691番地10

再生債務者　三宅　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月６日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第３号

青森県弘前市大字稲田２丁目７番地７　ヴィラジョウトウ105号

再生債務者　髙橋　耕太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月６日　青森地方裁判所弘前支部

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十四年四月二十七日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月十七日

掲載頁　六十頁（号外第一〇八号）

平成二十四年十一月十四日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号　恵比寿ガーデンプレイスタワー

（甲）モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社

代表取締役　ジョナサン・キンドレッド

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号　恵比寿ガーデンプレイスタワー

（乙）株式会社モルガン・スタンレー・トーキョー・プロパティーズ

代表取締役

ジェイソン・サップスフォード

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議はそれぞれ平成二十四年十一月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十二日

掲載頁　一一九頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十一日

掲載頁　七十四頁（号外第一三五号）

平成二十四年十一月十四日

東京都千代田区神田錦町六八番地一ムラタヤビル二階　（甲）株式会社アフェーコス

代表取締役　島田　光明

栃木県足利市本城三丁目二二三二番地二

（乙）両毛医薬品株式会社

代表取締役　荒井　秀夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。